

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当該日)

に基づき、岩美郡福部村長から次のとおり字の区域及び名称を変更する旨
の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域及び名称
の変更に係る
字の名称

同上の区域(昭和四十四年三月二十三日現在の地番による。)

大字海士字西濱六、六二、六六三、六六四の二、六六五、六
六八から六八七まで、六八九から六九三まで、六九三の一、
六九三の二、六九四から六九六まで、六九八及びこれらと一
体をなす国有地、大字海士字崎濱七〇一の三、七〇二の二、
七一〇の一、七一〇の二、七一〇の四から七一〇の八まで、
七一一の一から七一一の九まで、七一二、七一三及びこれら
と一体をなす国有地、大字海士字岡の全域、大字海士字薬師
ノ上の全域、大字海士字宮ノ上の全域、大字海士字氣東水八
〇〇から八〇二まで、八〇二の一、八〇三の一、八〇三の二、
八〇四、八〇五の一から八〇五の四まで、八〇六の一、八〇
六の二、八〇七から八一二まで、八一二の一、八一二の二、
八一四から八一九まで、八二〇の一から八二〇の三まで、八
二〇の五、八二一の一から八二一の七まで、八二二、八二三
の一、八二三の一から八二三の一まで、八二四及びこれら
と一体をなす国有地、大字海士字宗判場の全域、大字海士字
縣西濱の全域、大字海士字縣ノ上の全域、大字海士字和田四
九三、大字海士字天王ノ下四九六、四九七、四九八の五及び
これらと一体をなす国有地並びに大字海士字高濱の全域

告 示

鳥取県告示第五百七十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

大字海士字西濱

大字海士西濱のうち六六二、六六三、六六四の二、六六五、
六六八から六八七まで、六八九から六九三まで、六九三の一、
六九三の二、六九四から六九六まで、六九八及びこれらと一
体をなす国有地以外の区域

大字海士崎濱のうち七〇一の三、七〇一の二、七一〇の一、七一〇の二、七一〇の四から七一〇の八まで、七一一の一から七一一の九まで、七一二、七一三及びこれらと一体をなす

大字海士字氣東水のうち八〇〇から八〇二まで、八〇二の一、八〇三の一、八〇三の二、八〇四、八〇五の一から八〇五の四まで、八〇六の一、八〇六の二、八〇七から八一二まで、八一三の一、八一三の二、八一四から八一九まで、八二

域
二二の七まで、八二三、八二二の一、八二三の一から八二三の二一まで、八二四及びこれらと一体をなす国有地以外の区

大字海士字和田のうち四九三以外の区域

大字海士字天王ノ下のうち四九六、四九七、四九八の五及
びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第五百七十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の

規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年九月三十日

鳥取県知事
石
破
二
朗

登録の記号及び番号

鳥國元第一、四四八号

卷之三

卷之三

鳥叔累告示第五百二十四

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年九月三十日

鳥取縣知事
石
破
二
朗

破

1

七

貞

小川歯科医院	東伯郡関金町 三丁目二〇一	歯科	小川温夫	歯科
ヨネヤマ薬局			米山美奈代	十六日

鳥取県告示第五百七十五号

健保法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十四年九月三十日

鳥取県知事 石破二朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
田辺正紀	境港市弥生町六九	鳥医第一、四四八号	昭和四十四年九月十二日
米山美奈代	鳥取市田園町 三丁目二〇一	鳥薬第二三〇号	昭和四十四年九月十三日

鳥取県告示第五百七十六号

麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十二条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年九月三十日

鳥取県知事 石破二朗

- 一 聽聞の期日及び場所
- 昭和四十四年十月十一日 午前十時から

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	及道 び 幅員	及道 び 延長 幅員
鳥取市南町六〇七	鳥取市田園町一丁目二〇二	"	"
有限会社田中不動産	"	"	"
代表取締役	"	"	"
田中宣二	"	"	"

二 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県議会 第四委員会室
聴聞当事者の住所及び氏名
倉吉市福吉町一三八九の五 大津鎮雄

鳥取県告示第五百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第一項の規定に基づき、岩美郡福部村大字細川六百六十三番地五海士土地改良区が行なう土地改良事業に係る岩美郡福部村海土地区の換地処分があつたので、同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年九月三十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百七十八号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年九月二十二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年九月三十日

鳥取県知事 石破二朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	及道 び 幅員	及道 び 延長 幅員
鳥取市南町六〇七	鳥取市田園町一丁目二〇二	"	"
有限会社田中不動産	"	"	"
代表取締役	"	"	"
田中宣二	"	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和四十四年九月十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりである。地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十一号)第八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年九月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

選挙管理委員会告示

二二〇の三	二二〇
二三〇の二	二三〇
二三〇の三	二三〇の二
二六九の二	二六九の二
二六九の二地先農道	二六九の二地先農道
二七七	二七七

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十四年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 犀野秀三

一 日時 昭和四十四年十月一日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 1 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	七、七六八人
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三元、四百人
鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	西、七四四人
米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	西、六八八人
倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二、一七八人
境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	七、七三八人
岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、三五五人
八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二、〇〇〇人
気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五、六五五人
東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二、〇一四人
西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二、〇一四人
日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	七、二四八人

0918

第4076号 (第三種郵便物認可)

報公県取嶺

5 昭和44年9月30日

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の2第3項の規定により、危険物取扱主任者試験を次のとおり実施する。

昭和44年9月30日

1 試験の日時及び場所
昭和44年11月12日午前9時から

(1) 試験の日時
鳥取県知事 石 破 二 良

(2) 試験の場所
鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

倉吉市巣城279 鳥取県中部総合事務所
米子市郷町1の16 鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町2の162 米子市消防本部

2 試験の種類
甲種危険物取扱主任者試験
乙種危険物取扱主任者試験

3 受験資格
消防法第13条の3第3項又は第4項に該当する者

4 受験手続
(1) 受験願書受付期間
昭和44年10月6日から10月20日まで(郵送による場合は、10月20日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 提出書類

- ア 受験願書
イ 3の受験資格を有することを証明する書類
ウ 写真 1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した正面半身像の手札形のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

エ 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第55条第4項又は第5項の規定により試験科目の一部を免除される者については、受験願書提出の際免状の写しを添付するとともに免状を提示すること。

5 受験手数料

(1) 受験手数料

甲種危険物取扱主任者試験を受けるものについては800円、乙種危険物取扱主任者試験を受けるものについては500円とする。

(2) 納付方法

(1) 記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

(3) 既納の手数料は、返還しない。

6 受験願書提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課